

令和6年11月27日
人 事 課

福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部改正について

1 趣 旨

人事委員会の給与等に関する勧告（令和6年10月7日）を受け、職員給与の改定等を行う。

2 概 要

（1）月例給の引上げ（平均+2.62%）

（2）期末・勤勉手当の引上げ

管理職・一般職員 年間 4.50 月 → 4.60 月 （+0.10 月）

知事・副知事等 年間 3.40 月 → 3.45 月 （+0.05 月）

（3）諸手当の見直し

①地域手当 県内 1.4% → 1.0%（△0.4%）

②扶養手当

	現行	7 年度	8 年度～
配偶者	6,500 円	3,000 円	0 円
子	10,000 円	11,500 円	13,000 円

③通勤手当 上限額 55,000 円 → 150,000 円

（4）給料表の見直し

①各級の初号近辺の号給をカットし、初号の給料月額を引上げ
（行政職給料表の場合 3 級～7 級）

②号給の大きくくり化（行政職給料表の場合 8 級および 9 級）

3 施行日

・ 2（1）および（2） 公布の日（令和6年4月1日適用）

・ 2（3）および（4） 令和7年4月1日